

岡山県金属くず取扱業条例をここに公布する。

岡山県金属くず取扱業条例

(目的)

第一条 この条例は、金属類の盗犯その他の犯罪を予防するため、金属くず取扱業者(以下「業者」という。)が守らなければならない事項を規定し、もつて県民の福祉を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「金属くず」とは、次の各号に該当しない金属製品(半製品を含む。)その他の金属くず(廃品を含む。)をいう。

一 正常な生産工程により生産されたもので、その生産目的に従い売買、交換、加工又は使用されるもの

二 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第一項に規定する古物

2 この条例において「金属くず取扱業」とは、業として金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することをいう。

(平七条例三二・一部改正)

(営業の届出)

第三条 金属くず取扱業を営もうとする者は、次に掲げる事項を営業所(行商の場合は、住所又は居所。県外に営業所又は住所を有する場合は、県内の主たる営業地。以下次条において同じ。)ごとにその所在地を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)を経て岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならない。

一 本人の本籍、住所、居所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

二 居商、行商の別

三 居商の場合は、営業所の名称及び所在地

2 前項の届出には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一 本人(法人にあつては代表者をいう。以下同じ。)の住民票の写し

二 本人の写真(最近六箇月以内に撮影したライカ版、上半身、脱帽、正面のもの)二枚

(昭四五条例六六・平二四条例三二・一部改正)

(従業員)

第四条 業者は、自己の使用する従業員(以下「従業員」という。)に行商をさせようとするときは、営業所ごとに当該従業員の本籍、住所、氏名及び生年月日を所轄警察署長を経て公安委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出には、当該従業員の前条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。

(届済証)

第五条 公安委員会は、第三条又は前条の届出を受理したときは、金属くず取扱業届済証(別記様式第一号)又は金属くず取扱業従業員届済証(別記様式第二号)を交付しなければならない。

2 届済証の交付を受けた業者は、当該届済証の記載事項に異動を生じたときは、その日から十日以内にその旨を所轄警察署長を経て公安委員会に届け出て、その書換を受けなければならない。

3 届済証の交付を受けた業者は、当該届済証をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに、その旨を所轄警察署長を経て公安委員会に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、届済証をき損したため再交付を受けようとするときは、き損した届済証を添付しなければならない。

4 届済証の交付を受けた業者及び行商に従事する従業員は、それぞれの届済証を他人に貸与し、又は譲り渡してはならない。

(届済証の携帯)

第六条 業者又は従業員は、行商をするときは、それぞれの届済証を携帯し、警察官の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

(届済証の返納)

第七条 届済証の交付を受けた業者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、十日以内に届済証を所轄警察署長を経て公安委員会に返納しなければならない。

一 廃業したとき。

二 従業員が行商に従事しなくなつたとき。

三 届済証の再交付を受けた者が、亡失し、又は盗み取られた届済証を回復したとき。

2 業者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第八十七条の規定による届出義務者は、前項の規定により届済証を返納しなければならない。

3 法人が解散したときは、届済証に記載されている代表者は、第一項の規定により届済証を返納しなければならない。

(届済の表示)

第八条 居商を営む者は、営業所の見やすい箇所に木札(別記様式第三号)を掲げなければならない。

2 前項の木札は、所轄警察署長の検印を受けなければならない。

(未成年者との取引)

第九条 業者及び従業員は、未成年者又はその委託を受けた者から金属くずを買い受け、又は売却若しくは交換の委託を受けてはならない。ただし、その未成年者の法定代理人又は保護者の同意を受ける等の方法により、当該金属くずが不正品でない認められる場合は、この限りでない。

(確認及び申告)

第十条 業者及び従業員は、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、その相手方の住所、職業、氏名及び年令を確認しなければならない。ただし、公安委員会規則で定められたものは、この限りでない。

2 前項の場合において、当該金属くずに不正の疑があるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。

(帳簿)

第十一条 業者は、金属くず受払台帳(別記様式第四号)を備え、売買若しくは交換のため又は売却若しくは交換の委託により金属くずを受け取り、又は譲り渡したときは、そのつど、所定の事項を記載しなければならない。ただし、前条第一項ただし書のものについては、この限りでない。

2 前項の帳簿には、紙数を明記し、所轄警察署長の検印を受けなければならない。

3 業者は、第一項の帳簿を、最終の記載をした日から起算して二年間、保存しなければならない。

4 業者は、第一項の帳簿をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに、その旨を所轄警察署長に届け出なければならない。これを回復したときもまた同様とする。

(昭四五条例六六・一部改正)

(品触)

第十二条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、業者に対して、ぞう物の品触を発することができる。

2 業者は、前項の品触を受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から三箇月間これを保存しなければならない。

3 業者は、品触を受けた日に、その金属くずを所持していたとき又は前項の期間内に品触に相当する金属くずを受け取ったときは、直ちに、その旨を警察官に届け出なければならない。

(差止)

第十三条 業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、盗品又は遺失物であると疑うに足る相当な理由のあるときは、所轄警察署長は、業者に対し、三十日以内の期間を定めて、その金属くずの保管を命ずることができる。

(立入及び調査)

第十四条 警察官は、必要があると認めるときは、営業時間中において業者の営業所又は金属くずの保管場所に立ち入り、帳簿又は金属くずを検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合において、警察官は、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、身分を証明する証票をその者に提示しなければならない。

(罰則)

第十五条 第三条第一項又は第四条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(平四条例二・一部改正)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項、第三項若しくは第四項、第六条から第十一条まで又は第十二条第二項若しくは第三項の規定に違反した者

二 第十三条の規定による命令に違反した者

三 第十四条第一項の規定による警察官の立入り又は帳簿若しくは金属くずの検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平四条例二・一部改正)

(両罰規定)

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代表人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前二条に定める違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(その他)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和三十二年五月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例公布の際現に金属くず取扱業を営んでいる者で、昭和三十二年五月一日以後引き続きその営業をしようとする者は、昭和三十二年四月三十日までに、第三条又は第四条の規定による届出をしなければならない。

附 則(昭和三五年条例第五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例施行の際、改正前の岡山県魚介類行商条例、岡山県い草製品格付検査条例、岡山県指定種鶏業者及び指定、ふ卵業者登録条例、岡山県風俗営業等取締法施行条例及び岡山県金属くず取扱業条例の規定により知事又は公安委員会の発行した鑑札、許可証その他の証明書で現に効力を有するものは、改正後の条例の規定により発行されたものとみなす。

附 則(昭和三五年条例第六六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の岡山県金属くず取扱業条例第三条第二項第一号に掲げる書類を添えて行なつた届出は、この条例による改正後の岡山県金属くず取扱業条例第三条第二項第一号に掲げる書類を添えて行なわれたものとみなす。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成四年条例第二号)

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第三二号)

この条例は、平成七年十月十八日から施行する。

附 則(平成二四年条例第三二号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

別記様式第一号

(昭35条例5・全改)

別記様式第一号

(表)

第 号

金属くず取扱業届済証〔居商〕〔行商〕

月 日

岡山県公安委員会印

9cm

12cm

(裏)

写 真

本 籍
住 所
営業所の名称
及 び 所 在 地

氏 名

生年月日

異 動 年 月 日	異 動 事 項	取 扱 者 印

備考 法人の場合は、本籍のところに法人の名称、主たる事務所の所在地を、住所のところに代表者の住所を、氏名、生年月日のところに代表者の氏名、生年月日を記載する。

様式第二号

(表)

金属くず取扱業従業員届済証		第	号
		月	日
		岡山県公安委員会	
		印	

(裏)

写 真	本 籍 所 住 所	氏 名	生年月日
営業所の名称及び所在地			
業者の住所及び氏名			
異 動 年 月 日	異 動 事 項	取 扱 者 印	

備考 法人の場合は、業者の住所及び氏名のところに代表者の住所及び氏名を記載する。

様式第三号

様式第三号

（木製縦三十六センチメートル 横十二センチメートル）

営業所の所在地

金属くず取扱業

氏

名

〇〇警察署

検印

備考 法人の場合は、氏名のところに名称および代表者の氏名を記載する。

様式第四号

（昭35条例5・全改）

様式第四号

金 属 く ず 受 払 台 帳

受 入					処 分	
年 月 日	品 目	数 量	代 価	住 所 氏 名	年 月 日	住 所 氏 名

- 備考 1 数量は、一品ごとに記入すること。ただし、同一品種、種類、特徴等で識別できないようなものは、一括記入して差しつかえない。
- 2 委託を受けたもの又は交換したもの等で代価を支払わなかったものは、「代価」欄に委託、交換等と記入すること。